

■ 補足資料 別冊テキストについて

別冊テキストは、各登録講習機関が作成する教材を補足するものとして、建築基準関係規定を中心に建築士が実務を行う上で必要となる最新の情報について、国土交通省が取りまとめたものです。内容については、後日別途、皆さまの方でご確認をお願いします。

なお、本資料は、ERIアカデミーのテキストと、別冊テキストとの関連について一覧としたものです。ERIアカデミーのテキストと併せて別冊テキストを活用する際にご利用ください。

ERIアカデミー テキスト		別冊 テキスト	頁	
科目 I	第 1 章	第 2 節 (4) 仮使用認定による検査済証交付前における建築物の使用	指定確認検査機関等による仮使用認定事務の創設	19
		第 3 節 (1) 確認の特例	型式適合認定の認定対象範囲の合理化	28
		第 5 節 構造計算適合性判定に関する手続き	構造計算適合性判定制度の見直し	16～18
		第 6 節 (3) 建築確認と省エネ適合性判定	適合義務対象となる建築物に係る手続きの流れ	57～59
		第 7 節 (1) 定期報告の概要	定期調査・検査報告制度の強化	19～21
		第 8 節 (2) 構造耐力規定と既存不適格建築物への増改築	既存不適格建築物の増改築時等の基準の合理化	31
		第 9 節 (1) エレベーターの昇降路等の容積率算定	容積率制限の合理化	27
	第 13 節 (2) 技術基準に関する告示	機械室なし非常用エレベーターの規制の合理化 段差解消機の事故を踏まえた安全対策	101、102	
	第 2 章	第 1 節 (1) 1)設計業務に関する対応、2)工事監理業務に関する対応 (2) 1)管理建築士の選任、2)設計・工事監理受託契約の原則、 4)建築主等との書面による契約、6)他の建築士事務所等への設計・工事監理の業務委託 (3) 3)業務報酬基準に準拠した委託代金での契約の締結	書面による契約等による設計等の業の適正化 管理建築士の責務の明確化による設計等の業の適正化 建築設備士に係る規定の整備	36～41、44
		第 3 節 (1) 2)建築士免許証等の提示 (2) 1)建築士事務所登録簿等の閲覧	建築主等への情報開示の充実 その他改正事項(建築士事務所の所属建築士を変更した場合の届出義務等、建築士事務所の登録申請における様式の変更等)	42、43、47、48

E R I アカデミー テキスト			別冊 テキスト	頁
科目 I	第 3 章	第 4 節 建築物のエネルギー消費性能の向上	建築物のエネルギー消費性能基準 建築物省エネ法における認定(エネルギー消費性能向上計画の認定等、BELS(ガイドラインに基づく第三者認証)と基準適合認定マークの活用)	55、56、61、62
		第 7 節 緑地の保全と緑化の推進	都市公園の再生・活性化 緑地・広場の創出 都市農地の保全・活用 田園住居地域の創設	93～99
科目 II	第 1 章	第 1 節 建築物のエネルギー消費の削減と省エネ基準	部門別のエネルギー消費の推移 パリ協定を踏まえた地球温暖化対策 住宅・建築物の省エネ施策の展開概要 建築物のエネルギー消費性能基準	49～52、55、56
		第 4 節 (1) エネルギー消費性能に関する表示制度	建築物省エネ法における認定(BELS(ガイドラインに基づく第三者認証)と基準適合認定マークの活用)	62
		第 7 節 (2) 建築におけるユニバーサルデザイン	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改正の概要	88～90
	第 2 章	第 1 節 (2) 1) 工事監理に関する標準業務([NOTE]工事監理ガイドラインについて)	基礎ぐい工事における工事監理の留意点について 基礎ぐいの施工管理における支持層到達の確認方法について	158～174
	第 3 章	第 1 節 建築物等の維持管理と最近の事故	建築物の事故について 昇降機等の事故について	119～134
第 2 節 建築士の懲戒処分		一級建築士の懲戒処分の概要 建築士等の処分実績の概要	148～153	

以上